

第三百三回 参議院 内閣委員会、地方行政委員会、文教委員会、農林水産委員会、農林水産委員会連合審査会 會議録第一号

昭和六十年十二月十九日(木曜日) 午後一時二分開会

出席者は左のとおり。

内閣委員会

委員長 曾根田郁夫君  
理事 堀江 正夫君  
野田 哲君  
原田 立君

委員 板垣 正君  
岡田 広君  
川原新次郎君  
源田 実君  
沢田 一精君  
松垣徳太郎君  
穂山 篤君  
小野 明君  
矢田部 理君  
太田 淳夫君  
内藤 功君  
井上 計君

地方行政委員会  
委員長 増岡 康治君  
理事 松浦 功君  
吉川 芳男君  
佐藤 三吾君

委員 井上 孝君  
上田 稔君  
大河原太一郎君  
加藤 武徳君  
金丸 三郎君

文教委員会  
委員長 林 寛子君  
理事 杉山 令肇君  
柳川 覺治君  
粕谷 照美君  
吉川 春子君

委員 井上 裕君  
山東 昭子君  
仲川 幸男君  
林 健太郎君  
林 道君  
真鍋 賢二君  
久保 亘君  
中村 哲君  
中西 珠子君  
関 嘉彦君

農林水産委員会  
委員長 成相 善十君  
理事 浦田 勝君  
北 修二君  
星 長治君  
村沢 牧君  
藤原 房雄君

委員 大城 眞順君  
岡部 三郎君  
熊谷太三郎君

上條 勝久君  
出口 廣光君  
上野 雄文君  
中野 明君  
神谷信之助君  
披山 映子君  
林 寛子君  
杉山 令肇君  
柳川 覺治君  
粕谷 照美君  
吉川 春子君

國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君  
大蔵大臣 竹下 登君  
文部大臣 松永 光君  
厚生大臣 増岡 博之君  
農林水産大臣 佐藤 守良君  
自治大臣 古屋 亨君  
内閣審議官 平井 清君  
内閣法制局第三部長 大出 峻郎君  
総務庁恩給局長 佐々木晴夫君  
経済企画庁総合計画局長 及川 昭伍君  
法務省刑事局長 岡村 泰孝君  
外務省北米局長 藤井 宏昭君  
大蔵政務次官 江島 淳君  
大蔵大臣官房総務審議官 北村 恭二君  
大蔵大臣官房審議官 門田 實君  
兼内閣審議官 保田 博君  
大蔵省主計局次長 水野 勝君  
大蔵省主税局長

事務局側

常任委員会専門員 林 利雄君  
常任委員会専門員 高池 忠和君  
常任委員会専門員 佐々木定典君  
常任委員会専門員 安達 正君  
日本国有鉄道共済事務局長 小玉 俊一君

説明員

本日の会議に付した案件

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

〔内閣委員長亀長友義君委員長席に着く〕  
○委員長(亀長友義君) これより内閣委員会、地方行政委員会、文教委員会、農林水産委員会連合審査会を開会いたします。

連合理事会の協議によりまして、私、内閣委員長が連合審査会の会議を主宰いたします。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

四案の趣旨説明は既にお配りいたしました資料により御了承願ひ、その聴取は省略いたします。これより四案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。  
○野田哲君 ます、社会保障制度の前提となる経済社会情勢について総理の御見解をお伺いしたいと思ひます。

ます、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の中で、「我が国の社会保障は、昭和三十六年に国民皆保険、国民皆年金が実現して以後、昭和四十年代に大幅な改善が図られてきた結果、欧米諸国と比較しては遜色のない水準に達している。」、こういうふうにご記述されているわけでありまして、今の日本の社会保障制度について政府がこういう認識を持っておられるとすれば、私は大変問題があるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。総理は、日本の年金制度の水準について、欧米諸国と比較して本当に遜色のない水準であるというふうにお考えになっておられるのか、一体どの程度の水準にあると考へておられるのか、まず総理のこれに対する御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 昭和三十年代、四十年代に続く高度成長等の結果、日本も富がかなり進んでまいりました。そういうような考えもあり、福祉を充実させる必要があるという野党の一致した意見もありまして、社会保障制度の充実には国会を挙げて努力をしてきたと思ひます。たしか昭和四十九年でございますか、福祉元年ということも言われたと記憶しておりますが、大體その後において欧米水準並みには一応達している、そういうふうに承知いたしております。

○野田哲君 この比較論をここでやると際限がないわけでありまして、これは今の総理の御見解を、そういう見解であるというのを承けて、また機会を見て議論の場を考えたと思うわけでありまして、今日の年金水準が欧米諸国と同水準である、こういう点については問題があるんじゃないか、こういう点だけを私は意見として述べておきたいと思ひます。

昨日、経済審議会が報告を出されて、総理もその席へ同席されておられたようでありまして、きのう出された「展望と指針」の見直しの報告の中で、この中に「長寿社会の到来に対応した経済社会システムの構築」、こういう項があるわけでありまして。この中で、六十歳の定年を基礎に、六十五歳まで就業機会を確保することによって、雇用と年金政策との連携を積極的に進めること、それから被用者年金の支給開始年齢の引き上げについては、定年制など高齢者雇用の動向などを踏まえた長期的な視点に立って総合的な検討を進めていく必要がある、こういうふうにご述べているわけでありまして。しかし、現実の年金制度、今審議している共済年金の改革案についても、ここに述べられているような形にはなっていないわけでありまして。六十歳の定年、公務員の場合にはそうなるわけでありまして、民間がすべてそういう状態にあるとはいえない、かなりまだほど遠い状態にあるわけでありまして。そういう状態の中で、年金の支給開始は六十五歳から、五年間のここに空白期間があるわけでありまして。きのうの

出された「展望と指針」の中の見直し報告の中ではこの点について、雇用と年金開始との連携を考へると、こういうふうにご述べているわけでありまして、そうしてさらに高齢者の雇用の確保、これを考へると、こういうふうにご指摘しているわけでありまして、これらの点について総理は、年金制度全体を考へていく場合に、どのような見識をお持ちでございますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 経済審議会の中間報告については御指摘のような内容がございます。政府としては、長寿社会の到来を迎えまして、活力ある社会を維持していく上で、六十五歳程度までの高齢者の雇用、就業の場の確保は早急に対処すべき重要な国民的課題であると思っております。このために六十歳定年を基礎として、六十五歳程度まで雇用、就業の場の確保が図られるようにするために、高齢者の雇用、就業対策に関する総合的な法律案を次期通常国会に提出して施策の一層の充実強化に努めてまいりたいと思ひます。

また、長寿社会に対応する社会保障制度の充実につきましては、来年六月ぐらいまでに答申を得まして政策を充実していきたいと、そう考へておる次第でございます。

○野田哲君 同じく昨日の報告書で「むすび」として、「拡大均衡の下での新しい成長」、この達成を八〇年代後半の基本的政策課題として位置づけていられると思ひます。この報告書の副題も「拡大均衡の下での新しい成長」、こういう表題をつけているわけでありまして。そして「拡大均衡の下での新しい成長」とは「内需中心の持続的成長であること」、このことを強調して、そのための中期的な対策として、「GNPの約六割を占める個人消費の拡大を図るため、技術革新など経済発展の成果を賃金と労働時間短縮に適切に配分すること等を通ずる可処分所得や自由時間の適度な増加、物価の安定等を図る」、こういうふうになつていくわけでありまして。このような政策が中長期的に進められることは、年金制度にも非常に大きく寄与

することになると思ひます。そういう点から政府として、この「拡大均衡の下での新しい成長」、その具体策として述べている「内需中心の持続的成長」、このことについて、具体的な施策についてどのようにお考へになつておられるのか。何かの総理がこの経済審議会へ出席されての発言、新聞に報道されている限りでは金利問題を発言された、こういうふうにご報道されておりますが、内需拡大ということになれば、GNPの六割を占める個人消費の拡大、具体的に賃金あるいは社会保障制度の充実、こういうことが非常に重要な政策課題のファクターになつてくると思ひますが、総理はどう考へておられますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 昨日いただきました経済審議会の中間報告はおおむね妥当なものでありたい、そう思つておられます。特にこれからの経済の指針として拡大均衡下の新しい成長、そういう表題の路線を明示しましたことは同感しております。

拡大均衡に持つていくために、現在の国際経済摩擦等の状況を考へてみますと、何としても内需振興は必要であり、あるいはさらに日本の社会資本の未開発の部分も相当ございますから、そういう部分を我々は強化するという必要もこれあり、両々相まって内需を中心とする拡大均衡へ向けて積極的に努力していきたい、そう考へておるわけでありまして。

しかし、一面において、我々は今財政改革あるいは行政改革を実施中でございます。この財政改革あるいは臨調答申の基本線の上に立ってこれを行うということも申し上げました。そういう観点からいたしまして、やる方法にはある程度の制限が加えられます。その一つとしていわゆる総需要刺激政策的政策は行わない、こういうことも申したのでございます。個別的にプロジェクトごとにこれを拡大均衡に活用していく、特に民活あるいは民間の蓄積、そういうようなものを思い切つて活用する方法を編み出して、そして民需、

民活というものを活発に動かしていきたい、そう考へておるわけでございます。

もとより政府といたしましては、あの中にもありまする雇用問題あるいは賃金問題、あるいは休暇の問題等々についても慎重な関心を払いつつ、これを適切に推進していくということも大事であると思ひます。消費関係というものが需要の相当大を占め、約六割近くを占めておるということも考へますと、実質賃金を確保して、そして消費を刺激するということが経済政策の一環として考へべきポイントでもあると思ひます。

また一面におきまして、今のような状況のもとに内需を起すという面を考へますと、何と云つても金利の問題というものが大事でございます。しかし、日本が一方的に金利を下げるということとは、せつかく今安定しつつある円・ドル関係を攪乱させる要因もございませぬ。そういう意味において、アメリカやヨーロッパがこの間G5で国際金融体制について合意をやって、その政治的決定のもとに思い切った措置を講じたのが功を奏しまして、思い切った変化が起りました。それと同じように、金利の問題につきましてもそういう協同的行動を先進各国がとるという時期が来ていると、私はそう思ひます。日本だけやっただけでは、また日本の外貨が流出するということもありませぬから、アメリカも日本もヨーロッパも一、二、三でやれば、そうすれば内需の振興にもなりませぬし、一番喜ぶのは債務を持つておる南米や、あるいはアジアやその他の国々でございます。そういう意味からいたしまして、この間のG5の次に我々がやるべき国際的協同行動というものは金利問題というものがあつておるのであります。

この点を強調した次第なのでございます。

○野田哲君 拡大均衡下の新しい成長ということでの内需の拡大について、今総理はいろいろ述べられたわけですが、個人消費の拡大を図っていく、こういう意味でもぜひこの提言にある点を妥当として受けとめて推進するということがありますから、賃金の抑制策とか社会保障の抑制策、こういう点での可処分所得の抑制に通ずるような政策は、ぜひとらないように、そのことが年金制度の今後にも大きく影響をもたらすことになるわけでありませぬから、その点を特に私は要望しておきたいと思ひます。

さらに、総合的な問題の中で、総理はことしの初頭の施政方針演説で、「国民年金、厚生年金保険等の改革に加え、共済年金の改革を実施することにより、昭和七十年を目途として公的年金制度全体の一元化を実現し」、そして「これらの制度改革を根幹として、定年の延長など、高齢者の能力や経験ができる限り社会に生かされる仕組みを工夫し、その積極的な社会参加を促進することが重要」だと、こういうふう述べておられるわけです。そうして、この改革によって「今次行政改革の大きな柱が実現するもの」、こういうふう位置づけられておられるわけでありませぬ。

しかし、この行政改革について臨調答申は単に年金制度の一元化だけを言っているのではなく、年金制度の改革に関連して、先ほども総理から答弁がございましたが、定年の延長の問題とかさらには恩給制度、このことにも触れて、恩給制度については公的年金制度とのバランスを考慮した見直しなどもあわせて提起されている、あるいはまた年間問題担当大臣の決定とタイムスケジュールの設定、こういう点について述べておられるわけでありませぬ。

高齢者問題、定年制の問題は先ほど述べられたわけですが、恩給制度の問題についてまた改めて伺いたいと思ひますが、恩給制度については全く手を染めない、こういうことで進められるわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 恩給制度というものは年金制度と本質的に性格を異にしているものがあるかと、考へております。恩給制度は主として戦前ありました恩給法に基づきまして「恩給受給者」とたしか法律に書いてあつたと思ひます。これは自分もお金を出してそして退職後は恩給を受けるという形で国家が約束したことでありませぬ。

りまして、そういう意味においてこの約束を履行するということは国家としても責任がある、そういう基礎的枠組みを変えることは適當でない、そう考へております。

また一面におきましては、しかし公的年金と類似する面もなきにしろあらずであります。そういう点は鋭意検討を行つていくべきものであると、そうとも考へており、まだ結論は出ておりませんが、しかし本質的なそういう性格の差というものは我々は考へていかなければならない。恩給についてはもう既裁定者ばかりでございます。恩給に相当する年齢がお年寄りで七十を超している人たちが多く思ひます。数も毎年毎年減つていくわけでございます。そうすると、これから新しく年金受給者が出てくるという、こういう循環関係でない要素もございまして、年金の体系と恩給の体系というものは性格が異なる、そういうふう考へておる次第であります。

○野田哲君 そうすると行政改革について、恩給制度についても公的年金制度とのバランスを考慮した見直しもあわせて検討するように提起されているわけですが、これは恩給制度については当分手をつけなさい、こういうふうなお考えだと受けとめていいんですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたように、基本的性格の違うものがございますから、したがって、我々はこの基本的枠組みというものには堅持して国としての責任は果たしていかなければならぬ、そう思つております。しかし、今申し上げましたように、年金制度と類似した点も多少なきにしろあらずで、そういう点については検討していく、そういうことでございませぬ。

○野田哲君 恩給制度と年金との問題につきましても、また後ほど具体的に私も問題提起して見解を伺いたいと思ふんですが、今総理は、恩給制度については基本的な性格が違う、そして恩給受給者には恩給を受ける権利があるんだと、こういうふう述べておられるわけですが、国鉄を退職した人たち、同じ公務員共済年金制度のもとでも非常に厳

しい抑制措置を受けているわけですが、それから文官で恩給と共済年金制度両方の制度にまたがったの既裁定年金者がいるわけでありませぬ。そういう人たちも共済年金を受ける権利を持つておると思ひます。特に国鉄を退職した人たちの場合、まさか国鉄だけが他の公務員共済年金の人たちと差別をされて扱われるということをご想定してやめた人は一人もいないと思ふんです。こういう人たちに共済年金を受ける権利はないというふう考へておられるのでしょうか。恩給受給者には恩給を受ける権利があつて、共済年金受給者には恩給を受ける権利があつて、共済年金受給者には恩給を受ける権利がない、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 恩給の場合は、恩給法という戦前からの法律もございまして国が責任を肩負つて約束している、公的義務を国が法律で肩負つておるという性格を持つておるわけでございます。年金の場合は、いわゆる社会保険、保険的色彩が強ございまして、みんな相互扶助、相互連帯のもとに保障体系をつくつておる、そういう性格があると思ふのであります。

国鉄の場合は年金体系の中に入つておるわけですが、そういう相互扶助、相互連帯という形での長期的安定を目指してやつておるものであります。その国鉄自体がさまざまな事情によりまして年金を支払うことは非常に困難な状態になつてきておると思ひます。そういう社会保険の性格を持つておる年金の体系に対しましては、どうして国鉄を退職した皆さんに年金を保障してあげるかという点については、社会保険の精神にある連帯性と申しますか、そういうふうな考えにも立ちまましてみんなで支え合つていこうではないかというところで、御迷惑とは知りながらも、それらの国鉄退職者に対する年金をある程度確保していくために我々としては努力しておると、そういうことなのであります。

○野田哲君 後ほどまた具体的に今の総理の答弁に関連した問題については私も伺いたいと思ひますが、具体的なこれから年金制度の内容の問題に

入っていきたくて思うんです。

公的年金の一元化計画、政府は昭和七十年を目途とした公的年金の一元化を言っているわけでありませうけれども、この公的年金一元化という内容が明確になっていないんじゃないかと思うんです。制度的な枠組みとして年度の共済年金四法案によって共済年金に基礎年金を導入した、その上に報酬比例制度ができてこれ厚年と同じような形になった、その上に職域年金、こういう形になるわけですが、こういう形の制度ができたことによつてこれで大筋一元化の道筋は終わったというふうに理解していいわけですね。どうでしょう。

○国務大臣(増岡博之君) 答えました。

公的年金一元化のことにつきましては、まず今回の改正で基礎年金を導入することによりまして、その部分につきましては一元化ができたと考えてよろしいかと思ひます。なお、いわゆる二階建てと称しております報酬比例部分につきましても、給付と負担の面で適正化を行つておるわけでございます。これによつてある程度の大筋の方向性というものは決まってきたように思ひますけれども、まだなおかつ制度間にいろいろな差異がございますので、給付と負担の公平、制度の安定等々勘案しながらこれから政府部内で行つていろいろ議論を詰めていかなければならないというふうな考へております。

○野田哲君 そのことについて大蔵大臣にお伺いしたいんです。今四つの共済年金制度があるわけでありませうが、この四つの共済年金制度は、今厚生大臣がお答えになったような形で大筋年金制度としての基礎年金、それから二階建て、三階建て、こういう形で年金の性格によつて制度をそろえた、そしてそのもとの共済年金制度というのはこれからも存続をしていく、そういう中で制度間調整をやつていくんだと、こういうことで理解しておいていいんですか。

○国務大臣(竹下登君) 今厚生大臣からお答えございましたが、私の側面から申しますと、これは

閣議決定以前ではございませうが、国家公務員等共済組合、すなわち国鉄共済の統合の際に第一弾といたしまして、そして厚年、国年の改正、本日は閣議決定から言いますとこの方が第一弾と言えらるかもしれません、そして今度は共済に基礎年金制度を導入した。したがつて給付の面から見るとほぼ一元化の方向に來た。したがつて將來、今度の問題は七十一年に向かつての負担の面というところに特に注意を払わなきゃならぬ。そうすると今御指摘がありましたように制度間調整というふうなものが出てまいります。本日は一元化というものが、あるいは統合とか一体化とかいふ言葉であつたとすれば、何となく一元化というものの姿が描けるような気がいたしますが、今言つておられます一元化ということの概念を念頭に置いて見ますと、何分においても共済年金制度にはそれぞ

れの歴史、沿革がございませうので、現時点であつて申し上げるといたしますならば、国家公務員等共済年金制度というのは存続せざるを得ないではないか。こんなところが現在の私の御答弁を申し上げる土台ではないかというふうな考へております。

○野田哲君 共済年金制度というのは公務員制度の一環として存在しております。そしてその一つの特徴としては、使用者側といひますか管理側といひますか、それから職員側といひますか労働者側、この両方が参加した自主運営という性格を持つてゐるわけでありませうから、こういう自主的な運営の性格を持つてゐる年金制度の運営上の性格というものについては、これからのこの制度を生かして尊重していくように考へてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(竹下登君) これは運営については、組合員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とする相互救済組織として設けられたものでございませうので、したがつてその運営については、組合員を構成員とします運営審議会の意見を聞きながら適切な運営に今日までも努めておるところでございませうが、この運営方式というのは共済制度が組合方式を維持する限り今後とも尊重するべきものである、その適切な運営に引き続き努めるべきものである、このように考へております。

○野田哲君 この共済年金の掛金負担の問題でありますけれども、これは今言われてゐるように労働者が参加した自主的な運営の中でそれぞれの共済組合が経営努力を行い、国家公務員共済制度、それからN.T.T.、それから前のたばこ専売、これによる国鉄共済への財政調整を行つてきてゐるわけでありませう、また地方公務員共済では、八十九の単位共済が財政安定のために財政調整などを行つて努力をされてゐるわけでありませう。こうしたことを勘案して、一律に厚生年金の保険料率に合わせたい、こういうやり方ではなくて、各共済組合の運営の自主性というものを負担の面でもできる限り最大限に尊重していただくと思ひますが、どう考へてよろしゅうか。

○国務大臣(竹下登君) これは一元化という言葉から来ますイメージのごとく、可能な限り似た形に持つていきたいということには言えらるることであると思ひますが、何分にも今日まで参りました歴史の経過等から見ますと、今御指摘のありました自主性の尊重というものは、今日までも尊重してきておりますが、今後とも尊重していただくべきものであるというふうな考へております。

○野田哲君 総理に各省庁にまたがる問題について伺いたいわけですが、御出席の各大臣全部お考えを伺いたいんですが、時間の関係もありませうので省略をいたし、もし総理の答弁いかによつては個々にお伺いしたいと思ひます。

行政改革の一括法案、これは総理が非常に強く進められたわけですね。あのときに、済済年金についても公的負担分が四分の一カットされてゐるわけです。現在までの累積額を午前中の内閣委員会で大蔵大臣から伺いますと、厚年について九千四百七十億、船員保険六十七億、国公共済三百七十八億、地公共済二百七十二億、私学共済が七十六億、農業団体共済が二百二十七億、合計で一兆四

百九十億、こういう累積額になつてゐるわけでありませう。これは元金、利息とも合わせて返還することになつてゐるわけでありませうが、大蔵大臣に伺ひますと、まだこれははじめが立つていない、いづつという形で返還できるかよくわからない、不明だ、できるだけ早くというふうな抽象的な答弁であつたわけですね。厚生大臣も出席をされてお答えになつてゐたわけでありませうが、どうも厚生大臣は余り積極的に返せ、返せと言つておられないような感じがするわけでありませう。しかし、これはそれぞれの共済組合員が掛けた金であつて、各省の關係の大臣はそれを管理する立場にあるだけであつて、これは債権者の立場ではないわけですから、行政上の監督者としてと厳しく返還を求めざる態度を持つてもらわなければいけないんじゃないか、こういうふうな考へるわけですね。

総理、こういう借金の仕方、いつ返すかわかりませう、一兆円を超える金をいつ返すかわかりませう、というような借金の仕方というのは、これは国家といひますか大蔵省だから言へることであつて、これは金を借りる立場からいへばいいかなものかと、こういうふうな考へます。総理としてはこれをどうなさるのが一番いいとお考へになつておられますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点はまことに恐縮な次第でございませう、皆様方には御迷惑をおかけしないよういたしますと政府も公約しておるところでございませう。誠意を持つてこれに対応して、今後積立金運用収入の減額分を含む年金国庫負担の減額分、できる限り速やかに繰り入れに着手する所存でございませうと申し上げておりますが、このことを私も重ねてお約束申し上げる次第でございませう。何しろ国家財政が火の車でございます、なかなか速やかにこれを現実的に着手するとはあらゆる可能性を探りますが、しかし政府としてはこれがお返しできるような環境に持つていきたい、と思つておる次第でございませう。

○野田哲君 それぞれの共済組合あるいは厚生年金や船員保険の財政もそれぞれ努力をしてゐるわ



の懇談会等にも出ておりましたが、まさに労働者連帯とはここにありという感じを強く持ちました。したがって、それには感謝しながらも、その後いろいろ話を聞いておきますと、率直に申しまして、他共済に比べて年金水準が一割程度低くなるまでのスライドを行わないということは、これは御理解をいただかなければならないではなからうか。そして国鉄共済の財政負担を増すだけでなく、財政援助のために別途に特別の費用負担を行っておる他組合の理解と納得を得るといふのは、大体あとのときの審議会の労働者連帯というのをおおむね限界ではなかったかと、こんな感じがいたしますので、我慢してくださいと申し上げておるところであります。

○**磯山篤君** 関連して。

大蔵大臣、今野田議員からも経緯が述べられました。十分労働者連帯については理解をします。ただ、今回法律が改正になりますと、マイナスの部分で言いますと一〇％格差の問題は当分の間続くわけですね。それから制度的に言う職域年金三階建てがしばらくの間適用にならない。みなし従前保障のルールについてもこれが適用にならない。そういう問題点が片方に当分の間続くわけです。それからもう一つは、掛金負担の面において現在では千分の百二でありまして、これが将来どうなるかわかりません。千分の百二というのはそれぞれの共済組合、厚生年金に比べて最高の負担でありました。マイナスの部分においても負担の部分においてもはや限界であると思ふ人について勤労意欲にも重大な影響を及ぼすわけです。したがって、一〇％格差をいつから八％にするというふうな議論もあるでしょうけれども、まとめて国鉄共済年金の給付について何らかの工夫をしなければ、これは国鉄の経営全体がうまくいかないというふうに思ふわけです。したがって、これはあくまでも政策的な、政治的な判断になる問題だろう。以上の点から、大蔵大臣の考え方を明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○**国務大臣(竹下登君)** いろいろ歴史的経過もございますが、基本的には年金一元化の方向に沿って今日まで歩んできて、厚生年金水準は確保するということを基本的に踏まえて対応をしなければならぬというふうに思っております。

○**磯山篤君** 簡単に物理的に言いますと、一〇％格差をいつまで適用するかということによりましては、厚生年金の給付水準を下回るものも可能性として出てくるわけです。ですから大蔵大臣、その点を十分に考えて、政治的な決断が必要にならう、こういうふうに指摘をしておきたいんです。再度その点について考え方を明らかにしていただきたい。

○**国務大臣(竹下登君)** 磯山さんのおっしゃる意味は私も十分理解ができます。が、財政調整委員会です。検討するものであらうというふうに考えております。その際、今のような御議論が出てくるであらうことも私もおおよそ予測の中に入れておきます。

○**野田哲君** 国鉄問題の最後に総理の見解を承っておきたいと思ふんです。

お聞きのようなことで、国鉄の退職者は現に他の共済年金制度の受給者に比較して非常な不遇を受けているわけです。差別的な処遇を受けているわけでありまして。しかしこの人たちに国鉄赤字の責任はないわけでありまして。国鉄が黒字の時代に退職した人が今は同じような犠牲を受けているわけでありまして。これは大蔵大臣も述べられたように、モータリゼーションとかいろいろな交通政策全体の政策の影響を受けた赤字だと思ふわけです。そういう点から、これからとりあえずの六十一年度以降に結論を得る当分の措置を検討するにしても、六十五年以降の問題を検討するにしても、そここの基本的な認識を持ってもらわなければまた受給者に重ねての負担をしわ寄せしていくことになるんじゃないか、こういう懸念を持つわけでありまして。そういう点で総理としても国鉄問題をこれからどうするかということについての御見

解を承っておきたいと思ふんです。

○**国務大臣(中曾根康弘君)** 国鉄の年金受給者の皆様方の中に、ともかくそれらの方々からお考えになれば不平等な扱いを受けていると言われるような政策であることは我々も理解ができ、こういう政策はとりたくないと思っております。しかし今の諸般の情勢を考慮してみまして、どこにやむを得ざる措置として御理解をいただき、ともかくこの年金制度というものは中期的にも安定的に維持できるようにしていく、それが一番大事なことでございますから、その場合といえども、今大蔵大臣が御答弁申し上げましたように、厚生年金水準は維持すると、こういう水準だけは申し上げておるのでございまして、我々としては今後御趣旨を体しましてできるだけ努力はいたしてみたいと思ふわけでありまして。

○**野田哲君** 厚生年金水準を維持するということをおっしゃっているわけですが、それぞれの企業についても、厚生年金水準といわゆる職域加算、企業年金、こういうものがあるわけでありまして。国鉄の退職者の場合には、厚生年金に相当する二階の部分だけでありまして、三階はゼロと、こういう扱いを受けているわけでありまして、厚生年金水準は維持するといつても、民間や他の共済年金の水準にははるかに及ばない非常な不当な扱いを受けているんだということをぜひ念頭に持ってもらいたい、こういうふうに思ふわけです。

○**国務大臣(増岡博之君)** 基礎年金の水準につきましては、国会でいろいろ御議論がございました。結果、国会修正により附則に規定が設けられたこととございまして、今後その御議論の趣旨を踏

まえて十分検討を行ってまいりたいと思ひます。また国民の生活水準その他の諸事情も勘案しなければなりませんし、関係審議会等の意見も承りながらやらなくてはなりませんので、次の財政再計算期に見直しを図ることといたしたいというふうに考えております。

○**野田哲君** 厚生大臣、その見直しの手続、手順というのはどういうふうな手続を経ておやりになるわけですか。

○**国務大臣(増岡博之君)** まず私どもの部内での議論は済ませましたものを関係審議会に持ち込みまして、その御意見も承りながらやっております。

○**野田哲君** この基礎年金の水準ですけれども、少なくとも基礎年金の水準というのは生活保護の基準よりは下回らない、こういう形で定額支給というものを考えるべきじゃないかと思ふんです。この点はどうか。

○**国務大臣(増岡博之君)** 私どもの基礎年金の水準の考え方は、生活保護のような考え方ではございません。したがって国民の最低限度の生活を保障するという制度ではございません。基礎年金は、老後の生活の基本的な部分を保障するという立場から、高齢者の現実の生計費等を総合的に勘案して定めたわけでございますので、必ずしも水準が生活保護の基準を上回るべきものとは考えていない次第でございます。

○**野田哲君** その考え方はちょっと問題を感じるんです。

基礎年金への国庫負担について伺いたいわけですが、基礎年金への三分の一の国庫負担については、本来これは全額国庫負担とすべきではないのか。当面、少なくとも現行の公的負担率まで引き上げて国庫負担の増額を図るべきではないかと思ふんですが、これはいかがでしょうか。

○**国務大臣(増岡博之君)** 基礎年金の国庫負担につきましては、負担の公平を期するという意味か

ら基礎年金に集中をいたしたわけでございます。その際国民年金と同じ三分の一としたわけでございますが、これを今後国庫負担をふやすということにつきましては、極めて厳しい財政状況のもとでございますので困難と言わざるを得ない。

なお、国庫負担をふやすということは、これまで我が国においてやってきました社会保険方式の基本を変えることもございますのでなかなか困難であろうかというふうに考えております。

○野田哲君 厚生大臣を一生懸命に応援しているつもりなんですけれども、ちっともかみ合わないですね。

別の問題ですが、無年金者の解消策については何か具体的に考えておられるわけですか。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。

今回の国民年金法の改正の中で、制度的な無年金者の解消のための改正が行われております。制度的な無年金になります可能性がおります状況と申しますのは、一つは外国に行かれたということによりまして、本来必要とされます資格期間の一部が在外であるために期間として算入されないというケースでございますが、今回の改正によりまして、在外の場合にも国民年金に任意加入することができるといふ改正が行われまして、この部分の解消の対策がとられております。

もう一つは、現役でおられたときに、または六十歳前に滞納されました期間が足らなくなったという場合でございますが、六十歳から六十五歳の間に任意加入をされましてこの期間を満たすということも今回の制度の改正の中で実施をいたしておるわけでございます。

この二つの方法によりまして相当程度無年金者問題というのは解決されたのではないかと思っておりますが、それでも年金制度の加入手続をとっていただけない、またとっておられても保険料を滞納される、これは国民年金の被保険者の方でございますけれども、そういうケースが考えられるわけ

でございます。

年金制度への加入手続をとっていただけないという方につきましては、市町村におきまして国民健康保険の被保険者台帳、住民基本台帳等から未加入であると思われる者の名簿を作成いたしました。これらの方々に文書、電話等によりまして適用促進を図っております。また一般的には新聞雑誌等の広報活動を実施いたしております。

また、滞納による無年金者の発生の問題でございますが、これは被保険者ができるだけ保険料を納めやすいような環境づくりという意味で毎月納付、それから口座振替の推進といったような方法を講ずるようにならしたいと思っております。

○野田哲君 今、大体推定としてどのぐらい無年金者がいるという予測をされているわけですか。

○政府委員(長尾立子君) 厚生行政基礎調査によりますと、六十五歳以上の人口のうち御自分の名義で年金を受けておられないという方が七・七％程度というふうに推計されております。

○野田哲君 人数でどのくらいになるんですか。

○政府委員(長尾立子君) 一千万人程度でございますから、そのうちの七・七％ということでございます。

○野田哲君 七十万。

総理にもう一回冒頭の方で議論いたしました恩給の問題について重ねて伺いたいと思っております。

昭和五十九年七月二十五日、行革審が「当面の行政改革推進方策に関する意見」、こういうのを提出されておりますね。この中に「共済年金制度について公的年金制度の一元化を目指した改革案を早急に作成するとともに」、つまり今回の措置でですね、今回の措置を「作成するとともに、恩給制度について公的年金制度改正とのバランスを考慮し必要な見直しを行う」と、こういう意見が出されておられるわけですが、この意見については今のところ、そうすると先ほどの総理の答弁では具体的な措置については考えていない、こういうことでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 恩給に対する基本的考え方、年金に関する基本的考え方、その差について

いては申し上げたところでございます。さりながら、恩給の体系の中にも年金的な類似の性格的要素もなきにしもあらずの部分もあるから、その点は検討してみよう、そういう形で検討の用意があるということでございます。

○野田哲君 まあ、それ以上の具体的なことを総理に聞くのもいいかと思いますが、ぜひ認識をしておいていただきたいと思っております。私は恩給を下げないということを言っているんじゃないんです。共済年金との間にアンバランスが生じます。特に、公務員は前の文官の恩給の時代と共済年金の期間の両方にまたがった人たちがいるわけですね。恩給期間だけの人は今までと同じような形で上がっていく。そして恩給期間と共済年金期間にまたがった人たちについてはそこでセーブがかかる。こういうことになると、そこにアンバランスが生じます。だから、そういうアンバランスの措置はよくないんじゃないですか、何とか考えるべき課題ではないでしょうか、こういうふうに申し上げておられますので、その点で誤解がないように認識をしておいていただきたい。

特に午前中大蔵大臣にも申し上げたわけですが、私は今度の年金制度ではワーストツリーがある。ワーストツリーの一つは既裁定者のスライドの停止、それからもう一つは国公共済の算定基礎がワーストツリーだ、こういうふうな申し上げているわけですね。特にこの既裁定者の年金のスライド停止、これは私も大変重要な問題だというふうに考えておりますので、ぜひこれは総理としてそういうことで今後恩給の問題の検討に当たっては、そういう立場から私は申し上げているのだということをぜひ念頭に置いていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 野田さんがおっしゃいます論点はよく理解をいたしております。よく傾聴して記憶にとどめておきたいと思っております。

○野田哲君 最後に大蔵大臣に伺っておきたいと思っておりますが、公務員の負担の問題であります。大蔵省の資料を見ると、現行制度でいけばこの掛

金は、一番ピークの時点では現在の四倍にもなるというふうになっているわけでありまして、今度の改正案によってもピーク時で現在の三倍になる、こういうふうな推計になっているわけですが、これからの賃金の上昇率にもよるわけでありまして、けれども、負担の限界というものがあろうかと思っております。一体、負担と言えは、共済年金の掛金の問題だけではなくて税負担もあるし、その他義務的な負担があるわけでありまして、今の公務員の給与水準の中での負担の限界とそとの掛金率というものはどの程度に考えていけばいいの、何か見解があれば伺っておきたいと思っております。

以上で時間がまいりましたので終わりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 結論から申しますと、いわゆる国民負担率というものを念頭に考えるべき問題ではなからうか。そうしますと、従来の臨調答申等にもございますように、この問題についてはヨーロッパをかなり下回る、こういう水準ということになりましょう。その当時の臨調の答申の出たときから見ても、また四割ぐらいヨーロッパは総じて上がってきております。したがって、それこそ適当な水準は那邊にあるか、こういうことになりまして、国会の問答等を通じながら国民のコンセンサスはおよそその辺で得られるということを見定めていかなければならぬ。四〇％を念頭において議論をなさる人もございますし、あるいは四〇％弱のところまで議論をなさる人もございます、四五％で議論をなさる人もございます、あるいは五〇％弱で議論をなさる人もございますが、それこそ一番重要な問題でございますので、国民のコンセンサスは那邊に得られるかということをこれから国会の問答等を通じながら見定めていかなきゃならぬ問題だというふうに考えております。

それをいわゆる年金の負担ということで計算しますと、いろんな計算がござりますが、仮に将来支給開始年齢を六十五歳に引き上げることと仮定

いたしますと二四・六にとどまる、こういう計算もあるわけですが、一義的にこれが適切であるというには、国民負担率全体の中で位置づけすべきものでありますので、むかひに断定したいというのが現状でございます。

○中西珠子君 私はまず婦人の年金権について総理にお伺いしたいと思います。

前国会における厚生年金等の改正だとか、ただいま議題となっております共済四法案などの一連の公的年金制度の改正によりまして、政府は婦人の年金権が確立されるのだと説明されておられますが、果たしてそうなのでしょいか。私は婦人の年金権が確立されると思いません。

まず第一に、夫が厚年や共済など被用者保険の加入者である場合は、その妻は夫が保険料を払えば専業主婦であり無業の妻は保険料を払わなくても妻名義で基礎年金が支給されることになる。ですから婦人の年金権が確立されるのだと、このように御説明になっているわけですが、四十年夫が保険料を掛けまして、そして基礎年金としてもらえるものは五万円ということになります。この五万円というのは生活保護の二級地の生活扶助水準の五万三千円よりも低い。そして保険料支払い期間が四十年以下の場合、これよりもっと低くなって一万円になるか二万円になるかわからない、非常に低い給付額となるわけでございます。これは老後の生活保障には満たない。憲法第二十五條で保障している生存権をも脅かすことになるといふふうに考えますが、この基礎年金水準を引き上げない限り婦人の年金権の確立などは言えないと思うわけでございます。

第二に、夫の就業の状況によりまして婦人の年金の給付と負担というものが違ってくるのは、これは公平さを欠くと思うわけでございます。例えば夫が自営業者の場合は保険料を専業主婦であっても払わなければ年金は支給されません。しかし夫が被用者であつて厚年や共済年金に入っている場合には、夫の被扶養者である妻は保険料を支払わなくても年金が支給される。これは公平性を欠

く。また被用者保険加入者の被扶養されている妻の場合には、夫の保険料でカバーされるからよいのではないかと云われるわけですが、夫の保険料だけでカバーされるのではなくて、同じ保険に加入している独身者、男性も女性も含めて独身者と、また共働きの妻の保険料というものによつてもカバーされているわけでありまして、これは給付と負担の公平性を欠いている。殊に独身女性とか共働きの妻の中から、なぜ我々が専業主婦の年金の面倒を見なければならぬのかという不満の声が出ています。

また第三に、併給の一律禁止で、夫に先立たれた共働きの妻は、自身自身の年金と夫の遺族年金どちらかを選ばなければならぬわけでございます。すけれども、御承知のとおり女性の平均賃金は非常に低うございまして、大体男性の平均賃金の約半分、五二%ぐらいにすぎません。そのような現状のもとで夫の遺族年金の方が高い場合の方が多い。それで自分自身の年金が保険料を支払ってきた固有の年金というものを放棄して、夫の遺族年金の方を選ばざるを得ないという場合も出てくる。その場合、本当に自分の固有の年金は低いけれども嫌々ながらも放棄しなければならぬ、保険料は掛け捨てになるということにもなります。また夫の遺族年金も自分自身の年金も低い場合には、この併給の一律禁止によりまして非常に老後の生活が困窮をきわめるといふ女性も出てくる場合が多いわけでございます。

このような例を挙げますと、不合理がたくさんある中で、女性の年金権が確立するのだ、もう厚年などの改正によりましてあちらは確立したのだ、これから共済四法案改正によつて確立するのだということがおっしゃれるのかどうか。婦人に對しては大変御理解がありがたい、また婦人間題企画推進本部の部長でいらつしやいます総理の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 婦人の年金に關しましては、従来サラリーマンの妻は任意加入とされてきたために、障害者となつたり離婚したときに

年金保障に非常に不安定な面がありましたのを、今回の改正で、すべての婦人が国民年金の加入者となり、各自に基礎年金が保障されることになっており、これにより婦人の年金権は確立したものと考えております。

中西さんおっしゃいますように、そういう御指摘のような面もなきにしもあらずであります。それは理想的な、ある程度年金財政が充実している姿でそういうことは考えられると思ひますけれども、今のような状態では、国としては基礎年金の三分の一を負擔していただきつつ、これを長期、安定的に持続していきたい、そういう考えに立ちまして、ともかくも今の年金をもらえない方々に対する、しかもサラリーマンという膨大な層に対するある程度の保障措置をこの際前進させよう、そういう考えで仕組んだやり方でありまして、私は女性の経済的保障という問題については大きく一歩前進する制度であると考えております。

○国務大臣(増岡博之君) 総理からお話がありましたとおりでございますが、今回の改正においで、サラリーマンの無業の妻の基礎年金の費用につきましては、夫の加入する年金集団がまとめて負担することという仕組みになっておりまして、独身者や共働きの女性が無業の妻の保険料も負担しているのではないかと御指摘につきまして、は、独身者や共働きの女性もそれぞれ厚生年金の事業所等に勤務しており、相当の報酬を得ています以上、その年金制度の一員として同等の負担を求められるということで、やむを得ない処置であることを御理解いただきたいと思ひます。

また、給付水準につきましては、一定の額を保障する給付の必要性に見合った水準というものを考へておりまして、例えば加入期間が短くて遺族になつた場合や過去の報酬が低かつた場合などにそのような措置を設定してあるわけでございます。そのような基本的な姿勢、考え方に立ちましてそれぞれの水準が設定されておりますので、一部併給を認めるということは給付水準の整合性と

いう観点からとも得ないものでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。ただ、一人一年金の例外として、遺族年金につきましては、受給者本人の老齢基礎年金との併給が認められているところでありまして、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○中西珠子君 婦人の年金権の確立ということと内容の充実につきましては、今後一層検討し、努力していただけたらというふうに私は要望したいと思ひますが、総理、いかがでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいま申し上げましたように、これは大きな前進であります。申し上げましたが、これで完璧なものと思つておりません。今後とも充実していくことに努力していきたいと思ひます。

○中西珠子君 私は余り時間がございませんが、私学共済のことについてちょっとお聞きしたいと思ひます。

現在提出されております法案の中の本則の第二十三條、それから附則の第四條によりまして、非常に不利になる組合員が出てくる、それも六万人以上ということでございますが、これにつきまして年金の算定基礎というものを修正する必要があります。ではないかと考へておりますが、文部大臣はどのように考へていらつしやいますか。

○国務大臣(松永光君) 御指摘の点は、先生を初め各委員の先生方からしばしば議論をいただいたところでございます。

官民格差をできるだけ是正すべしという視点、あるいはこれから組合員になる若い人たちは全期間平均方式で算定されるというような点がありまして、世代内、世代間の給付の公正を図るといふ視点等からすれば、理論的には厚生年金方式の方が筋が通るのかもしれない。しかし私どもとしては、私学共済には先生御承知のとおり三百十人ございまして、給与の過去記録のない人がいるということ、それから従来から私学共済が準ずることとしておつた国共済が五年掛ける補正

率方式を採用したこと、それから一般的に言って私学に働いていらつしやる教職員の給与は昔は低

かったが、私学助成が始まってからほとんど充実してきて現在では国立学校の教職員に追いついてきたというふうなこと等からすれば、国共済と同じ方式をとった方が實際上私学関係者にプラスであるう、それに私学関係者からも強い要望があったというので、現在御提案を申し上げているような方式を採用したわけでありませう。しかし御指摘のように一部、六万人という数字を挙げられましたが、それに近い者たちが厚生年金方式よりも低くなるという点の指摘がございませう。これは同じ私学共済の中で別々の算定方式をとるのは公正の点からいかなるものであろうかと言つてもございませう、しかし御指摘の点につきましても理解できないわけはございませう。しかし、この点につきましても御議論を踏まえ、また現在与野党間でいろいろな協議がなされているというふうな漏れ承つておりますので、その合意が成立いたしましたならば、その合意に私は従う所存でございませう。

○中西珠子君 私学共済は非常に独自の歴史を持つて、そして特殊な性格も持っているわけにございませう、職域年金部分につきましても、そういう独特の歴史、性格というものを勘案して、もう少し自由裁量を許す、自由設計をさせてもよいのではないかと思つて、それが不可能であるとするれば、もう少し緩和して、例えば組合員期間が二十五年以上でないといふ共済年金の職域加算部分分がフルに千分の一・五支給はされない、二十五年未満の場合は二分の一にするというふうな点はもう少し緩和して二十年以上というふうなことにできないものでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 私学すなわち学校法人は、大きなものは大学から小さいのは幼稚園までございませう、種々雑多でございませう。その種々雑多な私学について職域年金部分を考へるわけでありませう、御提案申し上げているような国共済に準ずる措置の方が現実的であるし妥当であるとい

うふうに考へるわけでありませう。

なお、職域年金部分の給付をする期間の計算の問題でございませう、二十五年ということでは半額に減額するにございませう、二十五年にせよ二十二年にせよあげたらどうだといふ御所論でございませうけれども、この点も与野党間でいろいろ協議がなされているというふうな承つておりますので、与野党間の合意が成立をいたしましたならば、その合意を我々は尊重し、従う考へでございませう。

○中西珠子君 私の時間が参りましたので、最後に私学共済につきましても、先ほど申しましたように特別の歴史、特殊性というものを保持して發展してきたわけにございませう、私学共済設立の目的、私立学校の教職員の福利厚生、また福祉の向上に資する、そしてひいては私学の振興に寄与するといふその目的と趣旨というものを体して、私学共済が公正で安定した年金として一層の發展を遂げていくように文部大臣としては御努力をいたしたいと思つてございませう。総理として、御努力をいたしたいと思つてございませう、いかがでございませうか。これをもって私の質問を終えますので一言ずつどうぞ。

○國務大臣(松永光君) 先生の御指摘はごもっともと思つて、先生の御指摘を十分体しまして私学の發展に尽くしてまいりたいと思つております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 文部大臣と同様に考へております。

○中西珠子君 どうもありがとうございます。

○中野明君 まず、今回の国家公務員共済組合法等四法案につきましても基礎年金が導入されるというところにつきましても、我が党としてもかねがね主張してきたところでございませう。世論も大勢はそうだろうと思つておりますが、しかし国民年金法の改正のときに導入されました基礎年金そのものについては、国民がひとしく保障される基礎年金導入の基本理念に十分沿うものではないとい

ことで、私も非常にその欠陥を指摘してきたところでございませう。

そこで、きょうは総理も御出席でございませうので、まず、今回の公的年金制度の改革についての閣議決定で、六十一年度以降においては、「給付と負担の両面において制度調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目標に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」、このように閣議決定されているわけにございませう。大蔵大臣も先ほど少しそのことを述べておられました、当然閣議決定をしたわけですから、それぞれの大蔵も七十一年を目標に公的年金制度全体の一元化をするという決定に参画された以上、大体どういふ格好になるのかな、こういうことをそれぞれ胸にお持ちだろうと思つて、きょうは総理に、この閣議決定の責任者でございませう、七十一年には大体公的年金制度全体の一元化といふのはどういふ姿としようものを総理としてお考えになつておられるか、最初にお伺いいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 公的年金制度の一元化の問題は、たしか昨年二月の閣議で決定したと思つております。さきの国民年金、厚生年金保険の改正及び現在御審議いただいております共済年金法の改正を踏まえて六十一年度以降さらに制度調整を進めるとしてございませう、その具体的な内容や手順については今後政府部内で検討しているところでありませう。公的年金の将来につきましても、同じように政府においてこれから慎重に検討するところでありませう。いずれにせよ、公的年金制度全体について長期的安定と給付と負担の公平性を確保して、整合性のとれた發展を図ることが基本と考へております。

○中野明君 総理も今お答えになりましたが、そういうことで今回この四法案それぞれ各委員会に分かれて審議していただくわけにございませう、いろいろ不安といふかもしれませんが、将来どうなっていくのかということについて質疑が出るわけにございませう。一番長

期に安定した年金制度ということになりますと、財布を一つにした方が一番長期に安定するんじゃないか、このようにも考へるわけにございませう、いろいろ言われるところによりませうと、六十五年をめぐりに共済グループは一本化した方がいんじやないかと、そういう説もあるやに聞いています、この辺はどうお考えになつてございませうか。

○國務大臣(竹下登君) 自民党のプロの会議のときにも今おつしやつたような議論があつたことにはございませう、さてそこで断定できるか、こういうことになりませうと、諸制度の沿革、歴史から見ますと、断定するのは少し早いんじゃないか。しかし、先ほど来総理にお尋ねになつておりました、私どもも、本筋の姿といふのはその後検討するといふことで、今回で給付の一元化がほぼできたかな、こんな感じにございませう、そこで踏み込んだといふところにはまだ至つていない、こんな感じ、私は国共済側から見ると、そういう印象でもって今対応しておるところでありませう。

○中野明君 その辺が四共済とも今回の改正に当たつて給付の水準も下がるし掛金はふえる、そういうことで非常に今までは不利な状態になつておられる。その上に将来の見通しがないといふところに不安があるんじゃないかといふような心配があつて議論がどの委員会でも出ているんじゃないか、そういうふうな思ひます。いずれにしても、これは長期に安定させる上からせひ早い機会に結論を出していただいて、そして理解と協力を得ていかなければならない問題だろうと思つておられます。

そこで、次の問題は、今回のこの共済四法案の改正といふのは共済制度創設以来の大改革だと思つて、ところが、政府が一元化といふ大方針をもつて措置されているわけにございませう、地方共済の中で警察職員と公立学校の教職員の共済、これがまだ連合体に入つていないわけにございませう、これは一元化とおつしやつておられるわけにございませう、政府は一元化とおつしやつておられるわけにございませう、二回のチャンスにも、聞くところによりませうと、



ますけれども、それを見ますと、総理の施政方針にありましたが、大なる所得税減税は見送られてしまったこととございませう。その他いかなる内需拡大に必要な点か先送りされているんじゃないかと思ふのです。これは六十二年以降予定されている大型間接税導入と所得税減税の抱き合わせを次の税制改正でもぐるんでいるんじゃないか、こう言わざるを得ないわけでございます。ことに続きまして来年度の所得税減税という事は、今内需拡大が迫られておりますという実情を無視することでは私は納得ができません。その他今いかなるものが年金審議の中に出てまいりましたが、国民の皆様の生活そのものも実質的な増税とか、あるいは社会保険料の増額であるとか、あるいは所得の伸び悩みで、これからますます来年はつらい生活を送らざるを得なくなってくるんじゃないかと思ふのです。私たちがの党も、国民生活を守るためと内需拡大を図るために二兆円の減税というものを政府に申し入れをしておりますけれども、総理としてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 思い切った減税を断行したいと考えておりましたが、来年度はその案を着実につくりださなければならぬと思つておりました。この間の政府税調の答申は、六十一年度予算に關する部分の答申でありますけれども、前から申し上げておりますように、シャープ税制以来の税の不正やゆがみを是正し、重税感から国民の皆様をお救いするという事は政治の大事な仕事に今なっております、そういう心算で思い切った減税を行いたい。そういう意味で六十一年度予算に關する税調の仕事が終わったら政府税調は引き続き抜本改正、抜本的減税に向かつて作業を開始する予定でございます。そして来年の春ごろまでには減税に關する所見を聞きたい、そう思つておるところであります。

○太田淳夫君 もう一点、法案と離れてお聞きしたいんです。

総理はきのうの経済審議会総会で特に発言を求められて、「金利低下を日米の協調により実現する時期がきている。金利下げはわが国内需拡大に大切」、こういうふうな強調された新聞に報道されておりますけれども、この点について日銀総裁は、慎重な対処が必要である、このように述べられております。総理が日米協調で金利を下げる時期と判断した理由と、それを行ったとき今までせっかく努力し実現されてきたドル高是正の政策が崩れることになりはしないか、こういう心配をするんですが、その点はどうか、こういう心配をどうお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 日米欧協調して一斉にえいっとやればそういう心配はなくなるわけですが、格差が出てくると今のような乱調が出てくるわけでありませう。先般G5によりまして、先進国の大蔵大臣、我が国では竹下大蔵大臣の主導によりましてああいうような為替問題に關する画期的措置がある程度成功したはずであります。次の課題は何かと考へてみますと、一つには、各国ともみんな内需振興をやらなきゃならぬというときであり、かつ南米やその他のほかの債務国の債務問題というものが国際的に大問題でありまして、これを解決する一番早い方法は金利を下げてあげることでありませう。そういう点も考へまして、国際的協調の仕事として我々はこれを大きな課題として次に受け取つて進めていきたい、そう思つておるんです。

日銀総裁は現場屋でありまして実務者でもありますから、それをすぐやれというふうな話とはもちろんとつていないと思ひますが、立場も違つては思ひます。しかし両方が、あるいは三極が一緒にやるというような場合には為替に對して悪影響を及ぼすような場合には、そう思つておるわけでありませう。

○太田淳夫君 私たち考へてみますと、総理の発言をされました背景には、六十一年度経済財政運営の最大の課題であります内需拡大の施策が、総理の言うならば節約一本やりの財政運営によつて見るべき施策がななく効果が上げられない、こういう

うことがもう既にはつきりと思はれますので、そのために内需拡大を金融政策、日銀に押しつけようと思はれておるんじゃないかと、こう思ふのですが、その点はどうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 世界的に見ますと、物価は漸次低落的傾向に進んでおります。石油ごときは非常に下がりがつあるわけでありませう。世界的にもインフレは終えんじつありまして、物価は低落の方向へ進んでおる。日本もそういう状況で健全な経済情勢をその点については示しておる。金利も物の値段の一つでありまして、一般の物価が下がれば金の値も下がっていいはずなのであります。そういう意味において、一般物価は下がつたけれども金利だけそのまま高いというものは、これは理屈からいっても変な話でありまして、金利も一種の物の値段である、そう考へて物価が下がれば金利も下がるべきである、これは筋ではないかと思ふんです。

○太田淳夫君 議論は後にしまして、一面から考へますと、総理はしばしば解散権というものは総理の専権である、こうおっしゃつておられますが、きょうも何かおっしゃつたようですが、この公定歩合の操作ということ、これは中央銀行のまことに専権ではないかと私は思ふんです。これは重要な金融政策のキーになるわけでございますから、総理といえども中央銀行の中立性あるいは金融政策の中立性を尊重する、そういう立場であるべきじゃないかと思ふんです。そういう点から見ますと、総理のきのうの発言は多少勇み足ではないかと、このように思ひますが、その点はどうかでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 財政金融政策というものは、内閣や総理大臣が受け持つ大きな仕事でありまして、個々の公定歩合を上げたり下げたりするといふ現場の業務というものは日銀総裁の専権事項であります。中長期的な財政政策といふものは総理大臣としては最も大事な仕事であり、世界経済や国内経済の前途に對するある程度の考へ方も明らかにしておくことは責任である

と思ひまして、決して私は自分の管轄を逸脱したことをやっていると思ふない。むしろそういうことは積極的にやるべきである、またそういう方向に、いい方向へ誘導すべきである、そう思ひましたから経済審議会という大事なそういうふうな場所でお聞き上げた次第なのであります。

○太田淳夫君 先ほど我が党の委員の方から、婦人の年金確立の問題あるいは一元化の問題、プロセスの問題、国鉄共済年金の救済の問題についてそれぞれ質疑がございましたけれども、私も国鉄共済年金の救済の問題につきましては委員会でも質問いたしてまいりました。これから公的年金一元化に重大な影響を及ぼすものですが、衆議院の統一見解を出された中でも、六十五年以降につきましてはなお書きになつておるわけですね。委員会でも質問して、大蔵省の方からこの六十五年以降の対応についても六十四年度までの問題と同時に、ほとんど同時に並行してこの問題についての検討を始めるべきだといふ見解も承つたわけですが、総理として国鉄のこの問題については今まで熱心に取り組んでお見えになりましたので、から、そういうお考えでいらつしやしませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは国会の場で官房長官が正式に御答弁申し上げましたように、六十一年度の仕事、六十五年以降の仕事を、そういう問題についてはつきり政府としての考へを申し上げておるわけでございませう。六十五年以降の問題につきましては、非常に総合的に、また四年に亘るまでの経過等も踏まえまして検討する必要があると思ひますので、今詳細に内容まで申し上げるという、そこまでは至つていないわけでありませう。

○太田淳夫君 ですから、そこはだんだんあいまいになつてくる点でございます。申し上げましたように審議する機関としてはどのような機関がつけられるか検討されると思ひますが、一元化に對するいろいろな問題が国鉄救済の問題に絡んできておるんじゃないかと思ふのです、実情申し上げませう。ですから、この問題については国鉄共済

を救済するのだというような気持ちだけじゃなく、全年金をどのように一元化するかと、スヶジュールの中に組み込まれてくるものだから、これは六十四年度までの問題もやるけれども、同時にスタートして六十五年度以降についても当然政府として、総理としても強く進めるべきじゃないか。もう一度答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 七十年に一元化を目標として進むという方針は決まっております。その線に向かって前進する考えでおります。ただ、しかし共済や年金関係の中にはそういう重症を負つておられる者と一緒に行くのはいやだという声もあつておられます。我々は連帯とか協調とかという面もぜひお考えをお願いしたいと思ひます。さままさまな声もあるわけでありまして、そういう方々の声もまたよく聞く必要もあつて、そういう意味におきまして、よく慎重に検討してまいりたいと思ひ申上げておるのであります。

○太田淳夫君 それは当然であります。そういう声がいろいろあるからこそ、それだけにまたいろいろなスヶジュールを進める上において障壁が多いんじゃないかと思ひます。ですから、早くスタートを切らなければそのあなたのおっしゃるようなスヶジュールまでに間に合わなくなつてしまつておられるんじゃないか、これが私の申し上げたいところではあります。次に、国民の負担率の問題についてお聞きいたします。

今回の一連の年金改革を見ますと、将来における保険料率あるいは掛金率というのは急上昇することになっておられるんじゃないかと思ひますが、このほか医療など社会保障費あるいは租税負担を合わせると、国民所得に対する国民の負担というものは相当なものになっておられると思ひます。そこで将来の社会保障負担と租税負担を合させた国民負担率の見直しをどのように政府として考へ、またその限界ラインをどの辺に置いておられる

でしょうか。○国務大臣(竹下登君) 租税負担率、社会保障負担率、この目標値につきましては、これは究極的には政府部門、それから民間部門に資源をどう配分するのが適当かという問題と裏腹になるわけでありまして、国民が必要とする公共支出の水準に從つて対応して定まらなければならない、こういう性格であります。

そこで、このようにあるべき公共支出の水準と、それを裏づける国民負担の水準は、結局、今日までのところ、年々の予算編成過程において国民の選択を通じて明らかにされていくべきものであつて、これをあらかじめ固定的に考えることは適当でないと思ひます。

そこで、租税負担率と社会保障負担率を合わせた全体としての国民負担率という水準の中長期的なあり方につきましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」、それから臨調最終答申、そして本年一月に「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」で、「今後、高齢化社会の進展等により、現状よりは上昇することとなるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努める」、こういうことが決まっております。それから、そこでその水準とは四十五か四十か、いろいろな議論がございますが、それは国民のコンセンサスが那邊にあるかということを見定めながら、早急に飛びついて決めるべきものではない、じっくり国会の問答なんかを承りながら相互のコンセンサスを得ていくべき課題だと思ひます。

○太田淳夫君 最後にになりましたが、先ほども同僚の委員から公経済としての国庫負担のカットの問題が提示されました。私もこの問題につきましては、早く返還すべきである、このように考へております。これは六十年以降返還ができません。なりまして、今後の年金財政に影響を及ぼすことになるんじゃないか。そして年金の信頼性が揺らいでいくんじゃないか。あるいは新制度への保険料

率等に将来負担増が出てくるのじゃないか、こういう心配をするんですが、その点最後に御回答をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる国庫の繰り入れを繰り延べさせていたおられる、借りておられるということにもなりますが、その問題につきましては、とにかく当面の給付にささかま支障を来してはならぬ、支障を来さないということだから繰り延べをした、こうとも言えるわけでございます。これは何たびか御指摘があつておられます。うに、財政改革を進めてできるだけ早い機会にこの返済計画でもって今度は繰り戻しをすべきものである。将来にわたつての年金財政に影響があつては断じてならない、これが基本的な考え方です。

○神谷信之助君 まず国鉄共済の赤字の問題で伺ひをしたいと思います。物の順序としましてはまず国鉄当局にお聞きをしますが、赤字の原因はどのように考へておられますか。

○説明員(小玉俊一君) 端的に申し上げますと、年金をいただく受給者と掛金を払う職員との比率が急速に悪化したということだと思ひます。つまり年金をいただく受給者の方から申し上げますと、戦中戦後に大量に職員を採用したわけでありまして、それがこのところ退職する年齢になりまして、大量退職時代というべきときを迎えておられるというのが一つでございます。

一方、掛金を払う職員の方から申し上げますと、合理化を非常に進めておりました、特にこれから国鉄経営改革というのを進めますと、職員数が急激に減つてくるということで、その比率が十年前には大体二人で一人の年金受給者を抱えればよかつたものがむしろ逆転して、職員一人が年金受給者を二人抱えなければいけないというようになつた点に求められると思ひます。

○神谷信之助君 総理、今お聞きのようなことなんですが、だから、そういう国鉄共済の赤字を生む原因の責任は、今聞いてみますと、国鉄の退職

なさつた方も、あるいは現に働いておられる方にもないという事は明らかだと思ひます。そういう点で私は国の責任というものが非常に大きいのではないかと思ひますが、総理はどういうようにお考へですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 時代の流れと申しますか、栄枯盛衰は世の流れと申しますか、オリンピックの昭和三十三年までは黒字を生んでおつたんですけれども、その後モーターゼンションが急激に進んだらして、クロネコヤマトというものがま出てくる。これで国鉄はとも太刀打ちできないような情勢も出てきた。そういう時の流れもあつたと思ひます。

○神谷信之助君 だから、時の流れであつて政府の責任はない、感じておられない、そういうことですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういう時の流れに対応する処置を適切にやれなかつたというのに国鉄の責任もあるし、政府の監督責任もあると思ひます。

○神谷信之助君 まず戦中戦後の国鉄職員の大量採用、これはまさに中国大陸への侵略政策といひますか、その結果といひますか、その必要に迫られて行われたものでしょう。まさにその当時の政府の責任というものは非常に大きいものがあるでしょう。

それから対応が国鉄は不十分だというのは、国鉄が自由に独自に判断してできる問題ではなしに、政府の承認なしには何一つできない国鉄の状況だつたでしょう。この点でも政府の責任は大きいんじゃないかと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 戦争が終わつて帰つてきて、各省が収容したというのは国鉄だけでなくて、専売でも同じであり、あるいは各省庁でも似たようなものがあるわけでありまして。しかし国鉄はかなりの数が多かつたという点もあるように思ひます。しかしいろいろ総合的に考へてみますと、国鉄の責めに帰すべきものもあり、帰すべきものもある、そういうふうな考へられま

す。  
○神谷信之助君 国鉄の責めに帰すべきものもあり、帰すべきでないものもあると。政府の方はどうなんですかと聞いています。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政府側は監督責任もありません。運賃値上げがなかなか通らなかつたという政治力の薄弱であつたという点もありま

す。  
○神谷信之助君 だから、そういう点で私は政府の責任が大きいと思つて居ます。ところが、先ほどからも同僚議員から出ておられますように、制服を着、そしてあごひもをかけ、軍手をつけて、特に戦争中に。大蔵大臣がさつき言つていた話ですね。私もそのことを知っていますけれども、まさに戦争中は軍軍隊、軍隊に準ずるようなそういう任務に敢然とつくとつという苦勞をしてきた人が、今逆にその人自身に責任はないのに年金がカットされる、あるいは現職の組合員が特別の負担をさせられる。これがずつと今広がつてきているわけでしょう。それに対して一体政府の方はどういふような措置をなさつてきたのか、あるいはこれからはどういふことをするのか、この辺はどういふようにお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) それこそ藤波内閣官房長官から統一見解をお示ししましたように、それは社会保険制度でございますから、自助努力、その自助努力の中には資産処分等も含まれるのであります。そして政府支出、すなわち一般会計から支出ということも、それは国民連帯とすれば当然あり得ることでございますが、それはそれなりの正当性が国会の場合でも十分御認識いただけるような形のものでないといかぬ。それらを総合してこれから支障がないように少なくとも対応していかうという考え方であります。

○神谷信之助君 社会保険制度というようにおっしゃるんですけれども、社会保険の方式は取り入れてやっていますよ。しかし公的年金制度というのは本来そういうものじゃないんじゃないのかというふうに私は思つて居ます。公的年金制度とい

うのは、労働者の労働力の喪失とか、あるいは減退という事態が起こる、例えば障害とか事故に遭うとか、あるいは高齢になる、老齢化する、そういう事態になつた場合に、おおよそ一人たりとも最低生活以下の状態に放置をされてはいけません、そういう崇高な社会正義の理念に基づく国家責任による公的年金制度というそういう側面と、それからもう一つは、従来の生活水準が、そういう事故なり何なりによつて急激に後退するということではなしに、だれも従来の生活を維持したいという人間の本質的な願望というものがあつて、これにこたえるという側面。こういう二つの側面から公的年金制度として国家が管掌する年金制度というものを法制化してつくつていくわけでしょう。こういうふうに思つて居るわけでも、この辺の総理の見解はいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 物的待遇の問題というものはできるだけ現状を維持してあげ、これが為政者としての、我々としての努力目標でなければならぬ、そういうような考えに立つて努力してまいりたいと思つて居ます。

○神谷信之助君 だから、今までの生活水準というのを維持したいという欲望、望願、これにこたえるというその側面はわかります。私の言つて居るのは、もう一つ、そういう事故に遭つた場合といふは、老齢あるいは高齢になりその労働力が十分に機能できない状態になつた場合、それを少なくとも最低生活以下にしてはならぬという、そういう国家の責任といふは、崇高な社会正義といふ側面があるといふことはお認めになりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 病氣やあるいは事故等にお遭ひになつて不幸な立場におなりになつた方につきましても、政府としては、それはいろいろ社会的な仕組みがございますから、その仕組みの趣旨に沿つて、そのラインに乗るようになつていただけ努力していくことは正しいと思つて居ます。

うのをできるだけはつきり、きつぱりとやうのを避けようと思つて居るんです。きつぱり言つては言うほど金を持たなげいかぬという気になつて居るのか知らぬけれども、そういう感じがします。しかし私は、この考え方というのは大事な公的年金制度についての理念だといふように思つて居ます。したがつて我が党は、この問題について最低保障年金制度というものを確立を提案しております。これは六十歳以上のすべての国民に月額五万円を保障して、夫婦で十万円、単身者は七万円。その財源は国と企業とで負担する。その上に厚生年金とか国民年金とか共済年金を上積みをする。その水準はそれまでの賃金の七割以上を保障する。それからその財源は労使が三対七の負担でそれをやつていく。こういうことを提案しておるわけなんです。ところが、今回、厚生、国民年金の前の改悪に続いて、今度行われる共済年金の改悪というのを見ますと、まさに昭和九十年で厚生年金、国民年金合わせて国庫負担は、合計約二兆六千三百億円減るといふことになりま

す。だから、政府のおやりになつて居る公的年金制度のやり方というものが、今度の改革というものは、まさに国の負担、国庫負担をどうやって減らすか、それに基つてつくられていくといふものであつて、だから、政治は本来国民生活の安定を基本にして進めなげなならぬといふこの根本理念からいつても私は外れて居る提案だといふように思つて居ますが、その点はどういふようにお考えですか、総理。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は政府委員から答弁していただきたいと思つて居ますが、それは年金体系全般を考へまして、もしこのまま推移していった場合には、これは負担金も相当大きくなりま

す。その場合の負担に国民の皆さんが耐えられるであらうか。そういう考慮も、また制度自体の安定性、長期持続性というものも考へて、そして一面においては負担増もできるだけ抑制する。そのかわり国の方も多少は節減もできる。そのかわり今度は給付の方もそれほど大きくぐつと伸びるということはないが、モデルトなもので我慢していただく。そういうような全般を考へて、まあまあこれが大体公平な線だ、そして長く続けてやれるものだなといふラインを考へてやつた妥当な線であると思つておられます。

○神谷信之助君 これは今まで委員会でも私も明らかにして来たんですけれども、結局、共済の場合ですと、公的負担が今言つたように昭和九十年には三千三百億円減る、それを減らすためには、逆に今の給付水準を維持したら、労使折半ですから労働者の負担が耐えられなくなる、だから給付をダウンさせる。だから、今まで年金をもらへる人、来年またスライドで上がるだろうと思つて居る人はストップになるわけでしょう、既裁定者は、オーバーしている人は全部ストップになる。平均三年、長い人で五年ぐらいストップになると、こういう状態が起こるわけだ。しかしその公的負担をさらにふやせ、それから労使の負担を半々じゃなしに、もう既に民間ではぐつと変わつてきています。短期もありま

す。短期もありま

ツジの社会保障制度を戦後画期的につくった英国においてすらも、御存じのように給付の削減という方向に力が最近入っておりまして、今までやってきた制度の相当大きな改革をやっておるわけでありまして。名だたる英国においてすらいふ状況であります。日本の場合は、財政の状況がこういう状況であり、しかも長期的な安定を持続的にやっているとあり、しかも大體公平で、この程度ならば皆さんが我慢、納得していただけるという公平を一番考えたラインを中心に案がつくられておるわけでありまして、日本が極楽浄土であるならば好きなことが言えると思えますけれども、現にこういう財政状況で政治をやりますと、それがどういふその仕組みというものを考えてみると、それは何でも企業に負担させる、国家に負担させると言われていけばこんな気楽なことはありませぬけれども、実際、現実の政治をつかざってみると、共産党の言うようなことは言っておられないのであります。

○神谷信之助君 まさにそれは総理の考え。憲法で禁止されている戦力を自衛隊という名前に変えて、そしてどんだん軍事費を一方ではふやすんでしよう。いかに財政が赤字だといつてもそれだけはふやすんですからね。来年度予算でもふやす、ほかは切つても。それから我々何遍も指摘している大企業のための奉仕のそういう予算の使い方、これはちつとも変わらない。ますますそれは進んでいる、そういう状況でしょう。

それから、さらに申し上げるならば、自分の出した掛金あるいは自分のために負担している自治体の出している負担分をオーバーしても取り戻すこともできない、掛け損になるといふ状態が生まれてくると、これは企業年金やあるいは個人年金、こつちの方が得たということになってきて、公的年金制度自身が崩壊せざるを得ない。そういう事態を招くその第一歩を今度やろうとしているんだというように私は思うんです。ですからこの点では、総理がどのようにおっしゃらうとも、これは大変な問題だというように思います。

イギリスの例をおっしゃるけれども、だからそ

ういう悪い例に見習うんじやなしに、そうではなしに、我々がこれからどうやっていくかということとを我々は提案している。極楽の世界を死んでから我々夢見たってだめなんで、私は生きていられるうちに、こう思っています。

以上で時間が来ましたので終わります。

○井上計君 限られた時間でありまして、私の意見を交えまして総理のまず御所見を承りたいと、かように考えます。

政治の最終最大の目的は、平和で健康で、そして自由な、さらにより高度の福祉社会の実現にあることは、今さら論ずるまでもありません。そのためには、政治の目的は、国の安全保障、産業経済の発展、財政基盤の安定、正しい教育の確立、あるいは治安の確立、あるいは良好な環境の保全、国民を災害から守る国土保全、そのほかにいろいろあるわけでありまして、それらに向かつて今後一層最善の努力を払うべきは、これはもう当然でありましょう。同時にまた言われておりますような長寿社会が実現いたしました、まじめに一生懸命働いてきた方が第一線から勇退した後の第二の人生、これをいかに豊かに過ごしていくかということが高度社会実現の絶対的な必要条件であるかと、このように考えます。

人生八十年時代になりまして、六十歳あるいは六十五歳で第一線の職場を終えた人たちの第二の人生が、いわば老後社会、これが二十年あるいは二十年以上に延びるわけでありまして、これから社会がさらに延びるわけでありまして、これらの政治の最重要課題としては、長寿社会政策、例えて言うると私はこのように表現をしたいと思いますが、これをもっと第一義的に最重要課題として掲げていく必要があると、このように考えるわけでありまして。

国民のすべてが願望しておりますのは、老後の幸せ、これを求めておるわけでありまして。老後の幸せとは、私なりの考えでありますけれども、他人に迷惑をかけないような健全な心身、子供や孫たちと遠慮なく生活できるような円満な家庭、年

をとってはいても社会からまだ必要だとされどおり、また社会に奉仕できるというふうな気力と意欲、これらのものが絶対必要であらうと思えます。さらに、それに加えて経済的基盤、以上四つの条件を満たさなければ本当の老後の幸せはあり得ない、こう考えるわけでありまして。私は従来から、健康、家庭、気力、そして経済、これを四Kの条件と、こう言っておるわけでありまして、しかしこの条件を満たすということは容易なことではもちろんありません。本人の努力、あるいは家族や職場、その他周囲の人たちの協力が絶対必要ではありますけれども、しかしこれだけでまだまだ実現が不可能でありまして、これらの条件を満たし、整えるためには、さらに一層政治の持つ役割といえますか、行政の責任、これらがさらに重要になってまいります。またそれらに頼らなければこの実現は不可能だと、このように考えます。

そこで、それらの点を意見として申し上げまして、今後、政治のあり方あるいは政治の役割等について総理はどのようにお考えになっておられますか、いわば総理の政治哲学とも申しませうか、まずこれをひとつお伺いをいたしたい、こう思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 民主主義社会を堅持いたしました、そして平和と福祉生活のぬくみと申しますか、喜びと申しますか、そういうものが保障される。さらにもう一つ大事な点は、精神の自由という問題があると思えます。サハロフ博士の例をまつまでもなく、世界じゅうが人権と自由という問題、精神の自由という問題については、人の国のことでも心配しているという状況でもあります。そういうようなことが満たされて、ああ生きていくよかつたなど、晩年になって御老人の皆様方がそういう生きがいを感じるような社会を形成していくというのが政治の目標ではないか。

もう一つは、そのときに生きていた、大事な仕事は、何のために生きていたかということを考え、人間が全知全能の能力を発揮して文化を形成していった、子孫に残していったというところでありまして、政治権力というものは文化に奉仕するものであるという面もまた考えております。

○井上計君 総理の御所見を伺って全く同感でありますし、また大いに意を強ういたしました。

そこで、老後の経済設計の中心であります、先ほど申し上げましたように、四つの条件の重要な一つは何と云っても経済的な基盤の確立であろう、こう思います。老後の経済設計の中でまたさらにその中心は何と云っても公的年金であることは、これは当然であるわけでありまして。先般の通常国会で厚生年金あるいは国民年金法等々の改正が行われました。また現在審議しております各種の共済年金法の改正、これらは年金制度の一元化へ向かつての一里塚、私はこのように理解しております。

しかし同時にここで考えていかななくちゃいけないことは、現在、厚生あるいは国民年金は厚生省の所管であります。国公、公営企業は農水省、さらには恩給については総理府というふうな所管がばらばらであります。ばらばらに分かれておりますから、従来はいろいろな意味での矛盾やあるいは年金制度一元化が早くから叫ばれておりましたけれども、なかなかこのような抜本改正に踏み切れない大きな障害になっておったのではなからうか、こう考えます。従来、表面化しておいた問題点のほかに、今後一元化に向かつての新しい状況の中で多くの矛盾や問題点が発生するであろう、このように考えるわけでありまして。

したがって、七十年の一元化を目指していくためにどうしても必要なことは、現在所管がばらばらになっておりましたところの各種の年金等をこの際一本にしていくということをご考慮すべきではなからうか、こう思うわけでありまして。現在、年金担当大臣がおられます。しかし年金担当大臣の立場は、失礼でありますけれども、連絡あるいは調整的な程度であらう、こう考えますから、これは所管を一カ所に集中していく、そうし

成していった、子孫に残していったというところでありまして、政治権力というものは文化に奉仕するものであるという面もまた考えております。

てそういうような矛盾とかあるいは縦割り等々によって起きる障害、そのようなものを排除していくことを今から考えていく必要があるわけであり、先ほど総理もお答えいただきましたけれども、今後の長寿社会についてのあり方という高度な政策も含めたような、例えて言うところの福祉年金省とでもいいますか、そのような省庁を設立して、従来ばらばらなそのような年金政策あるいは年金財政、あるいはまたそのような政策等を一元化していく、こういう機構改革をすべきではないか、こう考えるわけであり、これは今まで言われておりますような財政、歳出を節約するための行政改革という形での機構改革という、後ろ向きといえますか、消極的なものでなくて、二十一世紀に向かつて、あるいは五十年後、百年後の日本の方向を目指す積極的な前向きな機構改革として、こういうことを考えるべきである、こう考えますけれども、この点について総理はどのようにお考えでありましょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 井上さんのおっしゃることは、行革をやっている折からスクラップ・アンド・ビルドでそういうことは考えなさい、スクラップ・アンド・ビルドを前提にしたお話であると思えます、これは私たちが傾聴しなければならぬ御議論であると思えます。これから大統合に向けて進む上についていろいろ問題が起きると思えます。おっしゃるように、具体的にどういうふうなこの大統合を内閣全体として適切に進めていくか、そのやり方についてはよく検討してみたいと思えます。

○井上計君 もちろん私はスクラップ・アンド・ビルド方式で考えるべきだということでありました。現在の機構をそのままにして新しく屋上屋を重ねるようなもの、その設立ということじやないわけであり、十分ひとつ政府として今後とも御検討をいただきたい、こう考えるわけであり、そこで厚生大臣に伺います。今、私が総理に提

言し、総理のお答えをいただきましたけれども、このような年金の行政の一元化、年金財政の一元化、さらには長寿社会政策の一元化等々について厚生大臣はどうお考えであり、お伺いいたします。

○国務大臣(増岡博之君) 総理のお答えになったとおりでございますけれども、今後の年金一つを取り上げてみても、一元化をするということにつきましても、お考えのようなこともいろいろ頭に入れたがやってみていかなければならないと思っております。何にしましても、この大事な社会保障の問題が有効に機能するようにならうという制度を考えていかなければならないというふうに思っています。

○井上計君 厚生大臣、もう一問お伺いをいたします。

先ほど来同僚議員からもいろいろ質問がありました。また委員会等におきましてもしばしば言われておることですが、何と云っても今度の年金法の改正、また先般の厚生年金あるいは国民年金法の改正等からして、国民は新しい期待と同時にまた新しい大きな不安を持っておられることは確かですね。だから、自分たちが一生懸命働いて、そうして保険料を払って、本当にもらえるのかどうかというふうな不安が事実あることは、これはもう間違いないですね。ますますその不安がある意味では増幅しておる、こういうことも言えるかと思っております。だから、同僚議員からも御質問がありましたけれども、一元化に向かつてのスケジュールあるいはビジョンというものをできるだけ早く発表して国民に安心してもらい、さらに新しい期待をしてもらうということが必要であろう、こう思っています。もちろん二年、三年で長期的なビジョンあるいは具体的なスケジュールの確定的なものを発表するということは困難であり、ましてや漸次改善していくというふうなこともそういうスケジュールを早く発表すべきだと考えますが、改めて私からもその点をお伺いしたいと思っています。担当大臣として

はこれらの点について現状ではどうお考えであるのか、あるいはまたいつごろある程度の具体的なスケジュールあるいは将来ビジョン等についての構想が発表できるのか、またしようとしておられるのか、それらの点についてお伺いをいたします。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のような年金の将来に対して不安があるということではないけれども、今回の改正におきましても、給付と負担の適正化ということでもってその不安の解消を図ろうという考え方でございまして、それがございまして、今回行いました基礎年金の導入にございまして、また給付と負担の両面におきましても大方の方向性は出てきたというふうに思っております。いろいろ差異があることも事実でありまして、基礎年金のいわば上積みでありまして二階建て部分、あるいは負担の面でのこの整合性をこれから図っていく必要があるというふうなふうに思っております。しかしその具体的な方法としまして、制度そのものというものがそれとの関係の利害関係に密着しておる問題でございまして、そのいろいろな意見や国民的な合意を得るための政府内部での議論が必要であるかと思っております。今日ただいま具体的ににお答え申し上げることはできませんが、お説のように一日も早くそのようなことがございますことを期待し、また努力しなげりやならぬというふうに思っております。

○井上計君 最後に、もう一度総理に一つ要望しておきます。

総理は御就任以来、戦後政治の総決算というのを唱えて強力にいろいろと各政策を推進してこられましたことについては私は高く評価しております。この年金制度の抜本的な改正、さらに一元化の方向に向かつていくことも戦後政治の総決算の重要な一つである、こう考えるわけであり、すから、今回の抜本改正によって、まあ抜本改正と言えらるかどうかという面もありますけれども、

も、これであとは七十年の一元化へ向かっての方向をいけばなだらかに歩めばいいんだということであって、はなはだ、こう思っています。七十年一元化というふうな目標を一応置いてはありますけれども、できれば早い方がいいわけであり、今後さらには積極的にこれら点についてお進めをいただく。失礼であります、総理の任期が限られておりますから、これから三年も五年も総理大臣としておやりいただくというふうな意味ではありませぬけれども、そういうお考えで今後とも御努力をいただきたい、こう考えますが、これについての御所見を承って終わりといたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 円滑に大きな一元化ができれば、それは理想でございますから、自民党内閣としては相受け相離れでその線で努力していくであろうと確信しております。

○喜屋武眞榮君 私、総理への質問は三問ござい、時間の関係がありますので、私は一括してその三問を尋ねます。それに漏れなく総理は回答を願いたい。

まず、総理は、国会の冒頭の所信表明の演説の中で、「国民生活における安心、安全、安定の確保こそ政府の責任であり、政治の原点である」と強調しておられます。しかし今回の四つの共済年金制度の改正案を初めとする一連の年金制度の改革は社会保障制度の後退を招くものである。国民の老後に不安、安心どころか不安を与えるものではないのか。なぜならば、今回の改正は給付水準の引き下げを内容としておられる、このことを思い、まず、総理は防衛力の整備にわたって他は他の施策との調和を図りつつ行おうといながら、実際には防衛予算のみを異常に突出させて福祉予算を切り詰めておられる。このようなことでは総理の説かれる「豊かで、安心、安全、安定が確保された国民生活の実現」に逆行するものではないかと思われるのでありますが、総理の見解はいかがなものでしょうかというのが第一問であります。

次に、第二問は、総理は所信表明の中でこう述べておられます。「内外にわたる困難な時期に当たり、政治は、国民とともにあり、喜びも悲しみも分かち合い、ともに前進するものでなければならぬ」と思っています。政治の第一の仕事は、国民共通の政策目的を確立することであり、第二の仕事は、その目的実現のための方法や手段について、公正、民主的に、国民合意を形成することであり、第三に、国民合意を形成することです。このことはまことに結構なことであると思っておりますが、ところが、一方では国家秘密にかかわるスパイ行為等の防止に関する法律案のような国民の権利を不当に抑圧するおそれのある悪法の成立を図っておられる。これはさきの総理のお言葉に照らすと、羊頭を掲げて狗肉を売るものであると言わざるを得ません。この法案には、在野の法律専門家の団体である日本弁護士連合会を初め、新聞協会などの言論機関や広く国民各界各層の反対の声が上がっておりますことは重々御承知かと思っております。そこで、総理が言われるように、民主的な国民合意の形成が政治の仕事であるならば、悪法案であります。この法案は当然廃案とすべきではないでしょうかというわけですが、総理の率直な御見解を承りたいというのが二問。

次に三つ目、最後にお伺いしたいことは、防衛予算の突出ということと関連して日米関係を見ると、政府は、日米安保は定着している、さらに長期的に安定させるためには沖繩における米軍基地は必要であると言っておられます。そこで問題は、生命、財産、人権侵害の不安と危険はもろに沖繩県民に犠牲と差別の形で吹きだまりつつあります。総理は喜びも悲しみも分かち合うと述べておられるが、この現状をどのように受けとめておられるのであるか、率直に御見解を求めて私の質問を終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず第一に、安心、安全、安定の国民生活の確保の問題でございますが、これにつきましては、政府は苦しい財政の中でもあらゆる努力をしまして、公平でしかも長期

的、持続的安定を目指した福祉制度の維持、改革を目指して進んでおるところでございます。現在の情勢で見ましても、防衛費や社会福祉費の比率を見ますれば、六十年度当初予算等を見ますると、社会保障費は九兆五千七百億、文教科学費が四兆八千四百億、防衛費は三兆一千三百億、こういう状況でありまして、大体会保障関係の約三分の一ぐらゐが防衛費でありまして、この比率を見ますと、我が国の社会保障費に対する防衛費の比率というものは非常に防衛費が低いのであります。そして一割の枠を守ろう、そういうことで懸命の努力をしておる。先進工業国家においてこういう国はほかにないものであります。

そういうような状況もぜひ御認識いただきまして、日本の今の政策自体が防衛に偏しているという考えは私はとらない。ほかの経費との調和を常に考えつつ行っており、先般五カ年の防衛計画をつくるに際しまして、一割問題については、これは三木内閣の決定をできるだけ将来も守るところに努力していくということも致命しておるところであります。そういうような世界の工業国家の中でアメリカに次いでGNPにおいて第二位、ソ連も追い越したというぐらゐの膨大な経済大国である日本の防衛費というものを、予算あるいはGNPの比率において列国に比べてみれば著しくこれを低い水準にとどめておる。このことも御認識願いたいと思っております。しかし社会福祉については、憲法に努力していく、特に老人とか身体的障害者とか難病の方々とか、そういう方々に対する手当ては十全を期して今後とも努力してまいりたいと思っております。

それから秘密保護法の問題につきましては、本院におきましても言明いたしておりますように、私は秘密保護は必要である、日本ぐらゐスパイ天国はないのだ、これをそのまま放置することは独立国家の平和、安全を維持するためにはそれとあるところではない、したがって秘密保護は必要であると申し上げておるのです。しかし、我々が自

民党として提案しました案については、国会の中の御議論あるいは社会の御批判等も十分よく耳を傾けて拝聴いたしまして、そして我々はその上で適切な判断をして処理いたしたいと思つて、検討もいたしますということをおきまして言明いたしておるのであります。私は、そういうような点からは今日の各党及び世論の情勢等を見まして現行の提案した案は基本的にこれを再検討し直して、そして国会に御審議していただこうと、そういうふうな考え、党も大体そういう方向に動いてきておる。しかしスパイを我々は許してはならない、国家の秘密は適切に守らなければならない、このことははっきり申し上げなければならぬのであります。

沖繩の問題につきましては、沖繩の民生の問題等については我々も常に配慮しておかなければならぬと思っております。振興法がございませうけれども、あの振興法の力によってかなり回復して水準が上がってきておりますが、本土と比べればまだ落差がございませう。そういう点におきましては、我々は今後ともあらゆる面におきましてよく検討していかなければならぬと思つております。

また、基地の問題等につきましては若干の不祥事件が米軍との間に起きたこともよく知っております。そのたびごとに米軍に対しては我々も注意喚起をいたしておりますが、日米安全保障条約を有効に機能していくためにも、沖繩の皆様方にはまことに恐縮でございますが、ぜひとも御理解をいただきます。御協力を今後ともいただきたいと思つて、沖繩の現地の御要望に對しましては、我々としても適切に對処して、米國側に話すべきは話し、直すべきは直してまいらうように努力してまいらうと思つております。

○委員長(龜長友義君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了いたします。これにて散会します。午後四時一分散会